

本部町農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

本部町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 崎本部地域

(1) 現況

本地域は、29.3haの農地があり、昭和56年～62年に土地改良総合整備事業で整備(12.4ha)がおこなわれているものの、かんがい施設が未整備の為、耐干性の高いサトウキビを中心に栽培されている。

近年、地域の過疎化、高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつある。また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加が生じていることから、これを支援する取組を行う必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 大浜地域（一部辺名地含む）

(1) 現況

本地域は、48ha（辺名地含む）の農地があり昭和55年から62年に土地改良総合整備事業(12.7ha)の整備が行われている。かんがい施設が未整備の為、耐干性の高いサトウキビを中心に栽培されている。

近年、地域の過疎化、高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつある。また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加が生じていることから、これを支援する取組を行う必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 具志堅地域

(1) 現況

本地域は、47haの農地があり、昭和51～54年に土地改良総合整備事業及び畑地かんがい事業（12.1ha）で整備を行った。サトウキビを中心に花卉、野菜など園芸作目が栽培されている。

近年、地域の過疎化、高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつある。また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加が生じていることから、これを支援する取組を行う必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 新里地域

(1) 現況

本地域は、19.9haの農地があり、面的な整備はされていないが平坦な地形が広がっており、灌漑施設が整備されている。花卉、野菜などの園芸作目が栽培されているが、近年、地域の過疎化、高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつある。また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加が生じていることから、これを支援する取組を行う必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 備瀬地域（一部石川含む）

(1) 現況

本地域は、63.2ha（石川含む）の農地があり、昭和57年～平成5年に土地改良総合整備事業（53.3ha）で整備を行った。サトウキビを中心に花卉、野菜など園芸作目が栽培されているが、近年、地域の過疎化、高齢化

等の進行に伴う集落機能の低下により地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつある。また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加が生じていることから、これを支援する取組を行う必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	崎本部地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
②	大浜地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
③	具志堅地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
④	新里地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
⑤	備瀬地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし